



# 子どもの予防接種のお知らせ

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

## 麻しん・風しん(混合)の定期予防接種について

	対象者(富士見町に住所がある下記の方)	接種期間	実施方法
第1期	○1歳～2歳未満 (接種日に2歳に達していると接種できません) ※1歳になる月末に案内通知(予診票)を送付します。	1歳～2歳に達する までの期間	町内指定 医療機関による 個別接種
第2期	○小学校入学前のお子さん (平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの方) 順次案内通知を送付します。	平成31年3月31日 までの期間	

※ただし、すでに麻しん・風しんの両方にかかったことがあるお子さんは接種できませんので、住民福祉課保健予防係(保健センター)までお知らせください。

## 水痘(水ぼうそう)の定期予防接種について

【対象者】 1歳から3歳に達するまでのお子さん  
(1歳の誕生日前日から3歳の誕生日前日までの方)  
※ただし、すでに水痘(水ぼうそう)にかかったことのある  
お子さんは接種できませんので、住民福祉課保健予防係  
(保健センター)までお知らせください。

【接種回数】 2回

【標準的な接種】 1回目：1歳から1歳3か月までの間に接種  
2日目：1回目の接種後、6か月から1年の間隔をおいて接種

\*対象者には案内通知(予診票)を送付します。



## ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種について



平成25年6月14日以降、「子宮頸がん予防ワクチン」の接種は積極的には勧められていませんが、定期接種の対象であることに変わりはありません。接種を希望される方は、住民福祉課保健予防係(保健センター)までお問い合わせください。

【対象者】 町内に住所を有する中学1年生から高校1年生の女子